

## 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国の非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されることなどから、県の非常勤職員と国の非常勤職員との間に権衡を失しないようにするため、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

- (1) 非常勤職員の育児休業および部分休業の取得要件のうち、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止することとします。（第2条および第22条関係）
- (2) 任命権者は、職員から妊娠または出産等についての申出があった場合、当該職員に対し、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講ずる等しなければならないこととします。（第26条関係）
- (3) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業に係る研修の実施等の措置を講じなければならないこととします。（第27条関係）
- (4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号アおよびイを削る。

第26条を第28条とし、第25条の次に次の2条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略            (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員            ア 次のいずれにも該当する非常勤職員  <u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>  <u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 省略</u>            イ～ウ 省略</p> <p>第2条の2～第21条 省略            (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p>	<p>第1条 省略            (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員            ア 次のいずれにも該当する非常勤職員            (削除)</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することおよび引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 省略</u>            イ～ウ 省略</p> <p>第2条の2～第21条 省略            (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>(削除)</p>

<p><u>イ 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p> <p>第 23 条～第 25 条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p><u>第 26 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>第 23 条～第 25 条 省略</p> <p><u>(妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><u>第 26 条</u> 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p><u>2</u> 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第 27 条</u> 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p><u>第 28 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
--	--